

防災行政無線の「個別受信機」を交換します

令和8年1月

浜田市では、令和7・8年度に防災行政無線の設備を更新します。

これに伴い、皆様のご自宅や事業所に設置してある個別受信機も更新となります。

次のとおり更新の概要や、受信機の機能についてお知らせします。

設備の更新工事について

○旭地域では、令和8年度に屋外スピーカーなど設備の工事が行われます。

受信機の交換、新規での設置について

○すでに受信機が設置してある箇所へは、無償で交換します。(申し込みは不要です。)

○受信機の交換は各地区ごとに行うため、日程などは改めてお知らせします。

○地区によっては、外部アンテナや有線での接続となります。その場合、建物に穴をあけたりすることがあるのでご了承ください。この接続に伴う費用は、市が負担します。

○新たに受信機の設置を希望する場合

旭支所で申し込み手続きをしてください。(詳細は裏面のとおりに。)

◇費用 : 1台 11,000 円の分担金で有償貸与

※ 分担金が免除される場合があります。裏面をご覧ください。

◇申込期限 : 令和8年度中に新設を希望する場合、令和8年3月31日〆切

◇申込先 : 旭地域の場合、浜田市旭支所防災自治課防災係(下記の問い合わせ先)

防災行政無線「個別受信機」について

○浜田市からの行政情報や、災害時の緊急情報などの放送が受信できます。

○音量はダイヤルで調整でき、緊急放送では強制的に最大音量で流れます。

○放送内容は、受信機に録音しておくことで、後から聞き直すことができます。

(最大録音時間 40 分。)



寸法

230mm(幅)×160mm(高さ)×58.5mm(奥行)

旭地域の問い合わせ先

浜田市旭支所 防災自治課 防災係

担当 河野、本田

TEL 0855-45-1433

FAX 0855-45-0135

e-mail a-jichi@city.hamada.lg.jp

個別受信機を新規で設置する際に必要なもの

本人確認書類

次のいずれか 1 点をご提示ください。

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・パスポート

住民票上の住所と設置予定場所の住所が違うとき

電気料金や水道料金の明細書など、設置場所での居住実態がわかる書類

設置分担金の免除要件と、免除に必要な書類

免除要件	免除の額	必要な書類
75 歳以上の者だけの世帯	設置分担金の半額	本人確認書類
要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 の者がいる世帯		介護被保険者証
身体障害者手帳 1 級又は 2 級（視覚障害者を除く。）を所持する者がいる世帯		身体障害者手帳
療育手帳 A を所持する者がいる世帯		療育手帳
精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級を所持する者がいる世帯		精神障害者保健福祉手帳
市民税非課税世帯	設置分担金の全額	本人確認書類
生活保護受給世帯		本人確認書類
身体障害者手帳（視覚障害）を所持する者がいる世帯		身体障害者手帳
指定緊急避難場所、指定避難所又は一時避難所		ご相談ください。
要配慮者利用施設		ご相談ください。

※設置分担金は、設置決定の通知以降、納付の手続きをしていただきます。